

資料

(酒税関係)

酒類の製造免許に係る最低製造数量基準（酒税法第7条）

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル
- 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒 六キロリットル
- 八 甘味果実酒 六キロリットル
- 九 ウイスキー 六キロリットル
- 十 ブランデー 六キロリットル
- 十一 原料用アルコール 六キロリットル
- 十二 発泡酒 六キロリットル
- 十三 その他の醸造酒 六キロリットル
- 十四 スピリッツ 六キロリットル
- 十五 リキュール 六キロリットル
- 十六 粉末酒 六キロリットル
- 十七 雑酒 六キロリットル

構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(構造改革特別区域法第 28 条、第 28 条の 2)

- (1) 構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」に限る。）を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（いずれも 6kℓ）を適用しない（特区法第 28 条）。

(注 1) いわゆる「どぶろく」とは、次のものをいう。

- ① 米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの
- ② 米、水及び麦等一定の物品を原料として発酵させたもので、こさないもの

(注 2) 果実酒については、当該農家民宿等内での提供に限定



- (2) 構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（いずれも 6kℓ）を果実酒については 2kℓ、リキュールについては 1kℓとする（特区法第 28 条の 2）。

(注) 農産物等は、次のものをいう。

- ・ 農産物、水産物、農産加工品、水産加工品



≪ 改正の経緯 ≫

いわゆる「どぶろく」の特例：平成 15 年 10 月 1 日施行
果実酒、リキュールの特例：平成 20 年 5 月 21 日施行
原料に水産物・加工品を追加：平成 24 年 9 月 5 日施行

≪ 備考 ≫ 主な酒類の最低製造数量基準(酒税法第 7 条)

清酒、連続式蒸留しょうちゅう、ビール	60 kℓ
単式蒸留しょうちゅう	10 kℓ

国家戦略特別区域法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2～5 省 略